

Q485. 「全労働日」(労基法 39 条 1 項) とは、何を指しますか。

「全労働日」(労基法 39 条 1 項) とは、所定労働日を指します。つまり、総歴日数から、所定休日を除いた日のことです。

したがって、休日労働をしたとしても、その日は「全労働日」には含まれません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎